

問
39

宿日直勤務のある福祉施設で注意すべきことは？

宿直、日直勤務をさせるためには、労働基準監督署長の許可を受けなければなりません（労基則第23条）、一般的には、その勤務の態様は、定時的巡視、緊急の文書または電話の収受、非常事態に備えての待機等を目的とするものに限られ、通常の労働の継続は許可されません（昭22.9.13基発第17号、昭63.3.14基発第150号）。ところが、社会福祉施設の場合は、通常の勤務時間の拘束から完全に解放された後のものであること、夜間に十分睡眠がとり得ることを条件に、少数の入所児・者に対して行う夜尿起こし、おむつ取替え、検温等の介助作業であって、軽度かつ短時間の作業は、宿直勤務として認められています（昭49.7.26基発第387号）。しかし、許可を受けたとしても、宿直勤務時間中に老人の急病等のため介助する場合は、時間外労働になり、あらかじめ36協定を結んでいなければ労働させることはできません（昭49.7.26基監発第27号、平11.3.31基発第168号）。なお、事例のような場合は、宿直勤務が許可されるのは、21時以降6時までです。17時から21時までと6時から8時までは時間外労働であり、36協定が必要です。

事例

